

中央区協議会（中地域分科会）公募委員募集要項

多様な地域住民の声を行政に反映させるための市の附属機関である中央区協議会（中地域分科会）の委員の任期が、令和8年3月31日で満了します。

そこで、次期委員として中央区協議会（中地域分科会）から市長へ推薦する方を募集します。

1 任期

- ・令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間
- ・会議は、月に1回～2回程度開催予定
(会議の開催日時などは委員で協議して決めていただきます。)

2 役割

- (1) 日々の活動の中で住民や地域の諸団体などの意見を集約したり、意見交換をしたりします。
- (2) 地域課題の解決に向けて、審議などをさせていただきます。
- (3) 中央区に関する諮問事項等に対して協議し答申等をいただきます。
例えば次のようなものがあります。
 - ・地域に関する事業などの検討など

3 報酬

日額5,000円

4 対象

次の(1)～(4)までの条件をすべて満たす方

- (1) 中央区協議会の所掌区域内（別紙参照）に住所を有する18歳以上の方
※年齢は、令和8年4月1日時点
- (2) 令和5年度から令和7年度までの任期において、連続2期目の区協議会委員でない方
- (3) 浜松市が設置する他の附属機関の委員に令和8年4月以降に就任が予定されている場合、その数が1以下である方
- (4) 浜松市議会議員及び浜松市職員でない方

5 人数 2人

6 募集

- (1) 期間 令和7年12月5日（金）～令和7年12月22日（月）
- (2) 応募方法 次の提出書類を郵送、持参、Eメールのいずれかにより、中央区役所区振興課に提出

(3) 提出書類

- ①申込書 … 用紙は中央区役所区振興課、各協働センター（中部、西部、北部、南部、東部、曳馬、富塚、佐鳴台、高台、県居、三方原）に用意してあるほか、区ホームページからダウンロードできます。
(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/c-shinko/kukyouuinbosyuu.html>)

- ②小論文 … テーマ「中地域のまちづくりについて私ができること」

- ※本文800字程度
- ※手書きの場合は、原稿用紙を使用
- ※小論文にも氏名を明記

7 選考方法

- 書類選考とします。場合によっては、面接をすることがあります。
※提出された応募書類は、返却しません。

8 結果発表

郵送により通知します。（2月上旬頃を予定）

9 選考結果に関する情報の公開・開示

選考結果に関する次の情報は、関係条例の規定に基づき請求があった場合、公開又は開示します。

(1) 公開対象

- ・ 選考された方の氏名

(2) 開示対象（本人に対してのみ開示）

- ・ 選考された方の選考時の得点
- ・ 選考されなかつた方の選考時の得点

10 申込み・問合せ先

- ・ 浜松市中央区役所区振興課
- ・ 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2
- ・ 電話 / 053-457-2210 ファクス / 053-457-2776
- ・ Eメール / c-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(区協議会委員の選任)

第6条 中央区協議会及び浜名区協議会の区協議会委員は、規則で定めるところにより、地域分科会ごとに、第22条に規定する当該地域分科会に属する区協議会委員の定数の範囲内で、当該地域分科会の所掌区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

(地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会委員の定数)

第22条 地域分科会の名称及び所掌区域並びに地域分科会に属する区協議会委員（以下「地域分科会委員」という。）の定数は、別表第5のとおりとする。

別表第5（第22条関係）

(令5条例5・追加)

区協議会	地域分科会 の名称	所掌区域	地域分科会 委員の定数
中央区協議会	中地域分科会	池町 田町 板屋町 東田町 木戸町 相生町 中島町 名塚町 富吉町 天神町 領家一丁目 領家二丁目 領家三丁目 中島一丁目 中島二丁目 中島三丁目 中島四丁目 向宿一丁目 向宿二丁目 向宿三丁目 佐藤一丁目 佐藤二丁目 佐藤三丁目 中央一丁目 中央二丁目 中央三丁目 松城町 高町中山町 三組町 鴨江町 西伊場町 南伊場町 和地山一丁目 和地山二丁目 和地山三丁目 富塚町 和合町 泉町 高丘町 鴨江一丁目 鴨江二丁目 鴨江三丁目 鴨江四丁目 文丘町 布橋一丁目 布橋二丁目 布橋三丁目 広沢一丁目 広沢二丁目 広沢三丁目 鹿谷町 山手町 蜷塚一丁目 蜷塚二丁目 蜷塚三丁目 蜷塚四丁目 泉一丁目 泉二丁目 泉三丁目 泉四丁目 佐鳴台一丁目 佐鳴台二丁目 佐鳴台三丁目 佐鳴台四丁目 佐鳴台五丁目 佐鳴台六丁目 葵東一丁目 葵東二丁目 西丘町 葵東三丁目 高丘東一	20人以内

丁目 高丘東二丁目 高丘東三丁目 高丘東四丁目 高丘東五丁目 高丘西一丁目 高丘西二丁目 高丘西三丁目 高丘西四丁目 高丘北一丁目 高丘北二丁目 高丘北三丁目 高丘北四丁目 葵西一丁目 葵西二丁目 葵西三丁目 葵西四丁目 葵西五丁目 葵西六丁目 花川町 神明町 看町 連尺町 紺屋町 利町 伝馬町 鍛治町 旭町 千歳町 大工町 栄町 元魚町 旅籠町 平田町 塩町 成子町 菅原町 海老塚町 砂山町 北寺島町 寺島町 龍禪寺町 浅田町 森田町 春日町 神田町 瓜内町(1番地から1813番地までを除く。) 法枝町(1番地から210番地まで) 東伊場一丁目 東伊場二丁目 西浅田一丁目 西浅田二丁目 上浅田一丁目 上浅田二丁目 南浅田一丁目 南浅田二丁目 海老塚一丁目 海老塚二丁目 元城町 尾張町 元目町 北田町 常盤町 早馬町 下池川町 中沢町 山下町 元浜町 八幡町 野口町 船越町 細島町 茄子町 新津町 助信町 曳馬町 十軒町 早出町 城北一丁目 城北二丁目 城北三丁目 住吉一丁目 住吉二丁目 住吉三丁目 住吉四丁目 住吉五丁目 幸一丁目 幸二丁目 幸三丁目 幸四丁目 幸五丁目 萩丘一丁目 萩丘二丁目 萩丘三丁目 萩丘四丁目 萩丘五丁目 小豆餅一丁目 小豆餅二丁目 小豆餅三丁目 小豆餅四丁目 高林一丁目 高林二丁目 高林三丁目 高林四丁目 高林五丁目 上島一丁目 上島二丁目 上島三丁目 上島四丁目 上島五丁目 上島六丁目 上島七丁目 曳馬一丁

	目　曳馬二丁目　曳馬三丁目　曳馬四丁目 曳馬五丁目　曳馬六丁目　和合北一丁目　和 合北二丁目　和合北三丁目　和合北四丁目 初生町　三方原町　東三方町　豊岡町　三幸 町　大原町　根洗町	
--	---	--